

チャンネル24

申告・税務調査・労災 商売でお困りの方

あなたの商売を
民商がサポート

10月23日、役員・事務局員8人が集まり、会員訪問を行い、商売・暮らしのことや会員・読者の紹介運動に取り組みました。松本副会長・坂田県連事務局員・正岡事務局員の組は5軒を訪問。うち1軒は留守でしたが、会えた会員は、「業者同時協力せないけませんね。知り合いに聞いてみます」と食事中に訪問したにも関わらず、笑顔で対応してくれました。車の整備の作業中に訪問した会員は、「家内



会員訪問をして名刺を渡し挨拶する坂井会長(左)



会員訪問後に報告を行い次回に繋げます

お知らせ
《無料法律相談》
11月12日(水) 18:30～
※事前に連絡ください。
《記帳相談会》
11月17日(月) 13:30～
18日(火) 13:30～
民商事務所 ☎ 641-2417

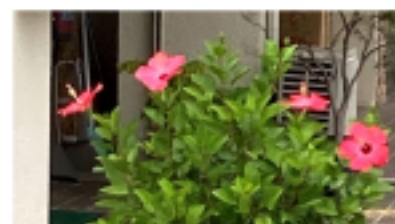
宮崎常任理事・松尾常任理事・中国事務局員の組は2軒を訪問。うち1軒は留守でしたが、もう1軒はなかなか顔を併せる機会のない会員で、会費のお願いも併せて、拡大の依頼を行いました。坂井会長・清水事務局員の組は5軒と対話。初めて訪問したところでは、会員・読者拡大のお願いに「遅くまで大変ですね」

がいつも民商に行っています。お世話になってます」と手を止めてくれました。松本副会長が、「商売はどうですか」と尋ねると「昔は面白いほどもうかっていたけど、今はボチボチです」「先代の父も85歳まで働いていたので、私も元気がうちは仕事を続けたいです」とおっしゃっていました。その後、商工新聞拡大、会員紹介を呼び掛けました。

と快く資料を受け取ってもらいました。また、ここ数ヶ月連絡が取れていない会員宅では奥さんと話すことができて「連絡がとれませんか？仕事はちゃんとやっていますよ」と現状をお聞きすることが出来ました。行動後の報告では、坂井会長から「すぐに成果は出ないが、毎月やって民商を知ってもらうことが大切。毎月やることが大事」「消費税減税、インボイス廃止についても、市議会請願、宣伝行動などの運動もこれから頑張って行こう」と呼びかけました。

今週の

お花



ハイビスカスの花言葉は「新しい恋」「繊細な美しさ」「勇気ある行動」「あなたを信じる」

「信頼」です。一日花のため、次々にたくさんの花を咲かせます。その特徴から「新しい恋」がつけられました。また、ヒンドゥー教とも深い関係があり、ガネーシャに捧げる花だったことに由来して、「あなたを信じます」という花言葉がついたともいわれています。

11月	行事・会議など日程	支部・専門部など
3月	文化の日	
4火	常任理事会 19:00～	
5水		
6木		陣原支部役員会 18:00～
7金	自主申告サポーター学校 19:00	
8土		
9日	県婦協第51回定期総会 春日クローバープラザ	
10月		婦人部役員会 13:30～
11火	上津役&香月支部役員会 10:30/折尾支部役員会 19:00	
12水	無料法律相談 18:30～	
13木		東部支部役員会 19:00～
14金		15日集金
15土		
16日		
17月	記帳相談会 13:30～	
18火		
19水	会員訪問 18:00～	
20木		
21金		
22土		
23日	勤労感謝の日	
24月	振替休日	
25火	集団健診(西田医院)	
26水		
27木	集団健診(町上津役診療所)	
28金	法人集団申告 11:00～	
29土		
30日	県青協総会・50周年記念	



月末集金

消費税・インボイス対策を学ぼう

第4回 自主申告サポーター学校

全国商工団体連合会は、自主申告サポーター学校（オンライン）4回目を10月22日に開催し、八幡西民商から役員・事務局が4人参加しました。

今回は税理士の関本俊子先生が、消費税・インボイス対策の留意点と2025年の主な変更点について講義しました。

まず、インボイス対策として、①「2割特例」「仕入税額の8割控除」この2つは期間が違うので、必ず気を付けておくこと。「2割特例」は2026年10月から廃止ですが、個人事業の場

合、2026年9月を含む事業年度分の申告まで活用できること。しかし、「仕入税額の8割控除」は、2026年10月分から「仕入税額の5割控除」になること。この2つの制度をしっかり理解したうえで、簡易課税の選択届を提出しておくのか、一般課税で申告するのか検討してください。また、別表1を見てもらうとわかるように、現在2割特例で申告している方が、2割特例廃止・簡易課税を選択した場合の消費税負担率は1.5倍～3倍になります。とはいえ、一般課税にするとイン

ボイスを集めることが難しいなどの問題も出てきますので、事務局等に一度ご相談ください。

また、別表2のように、基準期間の売上が1,000万円を超えているかによっても2割特例が適用できるか考える必要もあります。

その他にも多くの質問などがありましたが、事務局自身も改めてインボイスについて学びなおし、会員に案内すると同時に、会員と一緒にインボイス廃止への取り組みを継続する必要があると感じました。

事務局員 中園

別表1	簡易課税制度の事業区分	増加倍率
第3種	建設・製造業等	1.5倍
第4種	一人親方・飲食・その他事業	2.0倍
第5種	サービス業	2.5倍
第6種	不動産業	3.0倍

↓2025年分の申告では2023年の売上に注意

別表2	2022年分	2023年分	2024年分	2025年分	2026年分
課税売上高	1,100万円	800万円	1,200万円	1,200万円	900万円
2割特例	—		適用不可	適用可	適用不可

2024年が課税事業者であっても、2023年（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であれば2割特例が使えます。

福岡県 最低賃金 時間給 1,057円 開始時期、内容にご注意ください

右記時期より、福岡県の最低賃金（時間給）が大幅に増額します。これまで、日給8,000円などで雇用していた場合など、最低賃金を下回ることが考えられますので、必ずご確認ください。最低賃金の対象になる賃金は表①を参考に。時間給を出す計算は表②を参考にしてください。

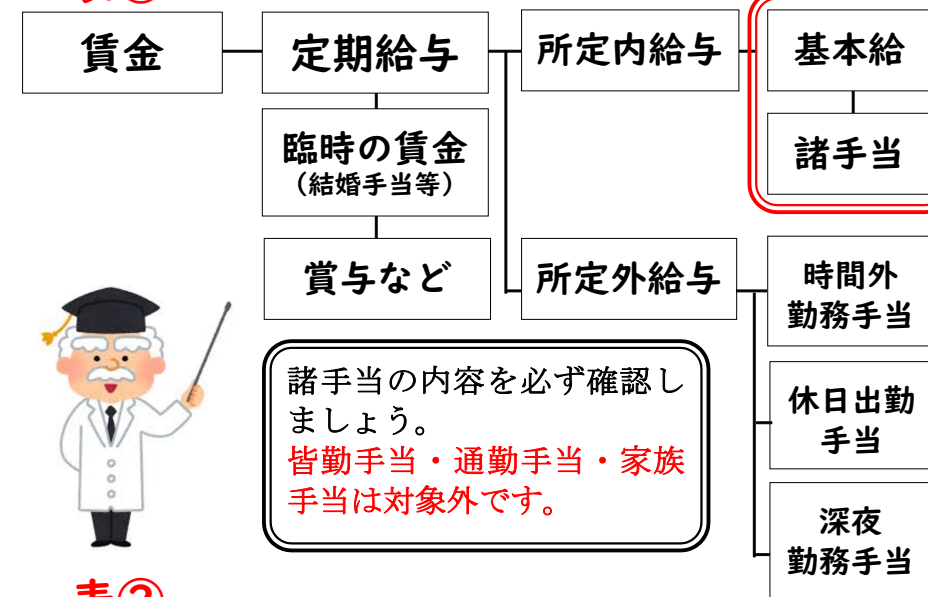
《 最低賃金額 》

時間給 1,057円

《 最低賃金適用時期 》

2025年 11月16日 から適用

表①



表②

1. 時間給の場合

$$\text{時間給} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額(時間額)} \text{ 円}$$

2. 日給の場合

$$\text{日給} \text{ 円} \div \text{1日の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円}$$

3. 月給の場合

$$\text{月給} \text{ 円} \div \text{1ヶ月の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間額} \text{ 円}$$

※支給名目で上記2・3が混合している場合、それぞれで計算し、最後に足します。